

計算書類に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の有価証券－総平均法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
- ・賞与引当金－従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
- ・徴収不能引当金－徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第二様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点
「社会福祉法人嶽陽会」
 - イ 特別養護老人ホーム松山荘拠点(社会福祉事業)
「介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松山荘」
「短期入所生活介護事業 松山荘ケアステーション」
「生活支援多機能ホーム パインの雫」
「グループホーム パインの森」
「通所介護事業 ピノカーサ岩木」
「居宅介護支援事業所 ピノカーサ岩木」
「グループホーム ピノッ郷」
「訪問介護事業 松山荘ケアステーション」

- ウ パインハウス岩木拠点(社会福祉事業)
 - 「通所介護事業 松山荘ケアステーション」
 - 「通所介護事業 パインハウス岩木」
 - 「地域包括支援センター」
 - 「介護予防支援事業」
 - 「松山荘在宅介護支援センター」
- エ パインハウス弘前拠点(社会福祉事業)
 - 「通所介護事業 パインハウス弘前」
 - 「在宅介護支援センター パインハウス弘前」
 - 「居宅介護支援事業所 パインハウス弘前」
 - 「グループホーム パインの里」
- オ パインハウス城南拠点(社会福祉事業)
 - 「通所介護事業 パインハウス城南」
 - 「居宅介護支援事業所 パインハウス城南」
 - 「グループホーム パインの街」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	287,202,747	0	0	287,202,747
建物	1,264,733,724	0	77,896,392	1,186,837,332
合 計	1,551,936,471	0	77,896,392	1,474,040,079

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,335,220,233	1,148,382,901	1,186,837,332
構築物	136,717,985	91,770,019	44,947,966
機械及び装置	27,065,596	25,872,971	1,192,625
車輛運搬具	121,855,715	115,425,919	6,429,796
器具及び備品	154,603,527	138,206,735	16,396,792
有形リース資産	1,150,200	345,060	805,140
その他の固定資産	357,100	357,098	2
合 計	2,776,970,356	1,520,360,703	1,256,609,653

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	183,069,705	0	183,069,705
合 計	183,069,705	0	183,069,705

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務2,112,000円を流動負債へ計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。
- ・障害者自立支援法に基づく居宅介護はその事業規模が小さく、介護保険法の訪問介護事業と一体的に行われたため、事業活動による収入(資金収支計算書)及びサービス活動による増減の部の収益(事業活動計算書)に勘定科目を設定して処理している。

計算書類に対する注記(法人本部拠点区分)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の有価証券—該当なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品—定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
- ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
- ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金

(2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人本部拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))はサービス区分が法人本部のみのため省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(松山荘拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の有価証券—総平均法
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
 - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
 - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホーム松山荘拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊶))
 - ア 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム松山荘
 - イ 短期入所生活介護事業 松山荘ケアステーション
 - ウ 生活支援多機能ホーム パインの雫
 - エ グループホーム パインの森
 - オ 通所介護事業 ピノカーサ岩木
 - カ 居宅介護支援事業所 ピノカーサ岩木
 - キ グループホーム ピノッ郷
 - ク 訪問介護事業 松山荘ケアステーション
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊴))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	167,367,070	0	0	167,367,070
建物	991,491,620	0	59,025,292	932,466,328
合計	1,158,858,690	0	59,025,292	1,099,833,398

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,637,747,807	705,281,479	932,466,328
構築物	112,685,669	71,734,825	40,950,844
機械及び装置	13,949,652	13,506,171	443,481
車輛運搬具	50,306,794	49,395,491	911,303
器具及び備品	104,783,462	92,774,701	12,008,761
有形リース資産	1,150,200	345,060	805,140
合計	1,920,623,584	933,037,727	987,585,857

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	116,077,638	0	116,077,638
合計	116,077,638	0	116,077,638

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務1,342,380円を流動負債へ計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。
- ・障害者自立支援法に基づく居宅介護はその事業規模が小さく、介護保険法の訪問介護事業と一体的に行われたため、事業活動による収入(資金収支計算書)及びサービス活動による増減の部の収益(事業活動計算書)に勘定科目を設定して処理している。

計算書類に対する注記(パインハウス岩木拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の有価証券—該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
 - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
 - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) パインハウス岩木拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊱))
 - ア 通所介護事業 松山荘ケアステーション
 - イ 通所介護事業 パインハウス岩木
 - ウ 地域包括支援センター
 - エ 介護予防支援事業
 - オ 松山荘在宅介護支援センター
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊱))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	43,139,397	0	0	43,139,397
建物	153,889,799	0	8,969,266	144,920,533
合計	197,029,196	0	8,969,266	188,059,930

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	236,934,854	92,014,321	144,920,533
構築物	10,540,596	6,664,607	3,875,989
機械及び装置	3,094,000	3,065,995	28,005
車輛運搬具	29,331,501	29,331,492	9
器具及び備品	18,740,020	18,148,591	591,429
有形リース資産	0	0	0
合計	298,640,971	149,225,006	149,415,965

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	20,263,647	0	20,263,647
合計	20,263,647	0	20,263,647

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務102,180円を流動負債へ計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。

計算書類に対する注記(パインハウス弘前拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の有価証券—該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
 - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
 - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) パインハウス弘前拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
 - ア 通所介護事業 パインハウス弘前
 - イ 在宅介護支援センター パインハウス弘前
 - ウ 居宅介護支援事業所 パインハウス弘前
 - エ グループホーム パインの里
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊹))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	8,301,550	0	0	8,301,550
建物	74,841,761	0	4,693,958	70,147,803
合計	83,143,311	0	4,693,958	78,449,353

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	245,206,101	175,058,298	70,147,803
構築物	3,030,469	3,008,217	22,252
機械及び装置	3,899,636	3,899,634	2
車輛運搬具	23,725,561	19,770,863	3,954,698
器具及び備品	16,144,147	14,754,236	1,389,911
有形リース資産	0	0	0
その他の固定資産	250,000	249,999	1
合計	292,255,914	216,741,247	75,514,667

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,447,761	0	18,447,761
合計	18,447,761	0	18,447,761

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務330,720円を流動負債へ計上した。
- ・火災保険の前払費用について1年基準を採用し、翌々年度以降分を長期前払費用で計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。

計算書類に対する注記(パインハウス城南拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の有価証券—該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、共済預け金残高を期末要支給額として退職給付引当金を計上している。
 - ・賞与引当金—従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち法人で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上している。
 - ・徴収不能引当金—徴収不能となる可能性の高い債権は個別に計上し、その他の債権は過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員退職手当共済法の定めるところによる退職手当金
- (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程に定めるところによる退会給付金

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) パインハウス城南拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊴))
 - ア 通所介護事業 パインハウス城南
 - イ 居宅介護支援事業 パインハウス城南
 - ウ グループホーム パインの街
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊵))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	68,396,730	0	0	68,396,730
建物	44,510,544	0	5,207,876	39,302,668
合計	112,907,274	0	5,207,876	107,699,398

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	215,331,471	176,028,803	39,302,668
構築物	10,461,251	10,362,370	98,881
機械及び装置	6,122,308	5,401,171	721,137
車輛運搬具	18,491,859	16,928,073	1,563,786
器具及び備品	14,935,898	12,529,207	2,406,691
有形リース資産	0	0	0
その他の固定資産	107,100	107,099	1
合計	265,449,887	221,356,723	44,093,164

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	28,280,659	0	28,280,659
合計	28,280,659	0	28,280,659

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・1年基準の採用により、固定負債のリース債務336,720円を流動負債へ計上した。
- ・車輛に係るリサイクル預託金は、長期前払費用の勘定科目を使用した。